

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	医療保健学研究科医療保健学専攻 プライマリケア看護学領域		
実施方法	① 通学（ <u>昼間</u> ・夜間・ <u>土日</u> ） ② 通信 スクーリング(回数 回)		
指定講座番号(15桁)	1310132	—	2610011
講座の創設年月日 令和5年4月1日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間 令和11年3月31日まで	過去一 年の講 座実績	入講者数(11人) 修了者数 (11 人)
訓練期間	24ヶ月	総訓練時間	1353時間
1. 教育訓練目標			
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 () <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input checked="" type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム (正規課程(保健)) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	東京医療保健大学大学院		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	2年以上在学し、55単位以上を修得することで大学院修了となる。 また、厚生労働省令で定められた「特定行為に係る看護師の研修制度」にあたる科目を履修することで特定行為研修修了とする。		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	看護師特定行為研修及びNP教育課程で習得する高度な判断力・手技は、急性期病院・在宅医療・地域包括ケアなどで医師と連携し自立的に看護実践を行う上で不可欠であり、看護職のみならず、管理職や教育職にも有利である。		
2. 教育訓練の内容			
教科 (カリキュラム)	時間		使用教材名
修了要件単位数…◎必修55単位以上 (1353時間) その他、選択科目4単位(155時間)	大学院	特定行為研修	
◎医療保健・福祉システム特論	15時間	—	
◎死生学入門	15時間	—	
◎プライマリケア看護実践特論 I	30時間	—	
◎プライマリケア看護実践特論 II	30時間	—	
◎人体構造・機能学特論	30時間	—	
◎統合臨床病態生理学・疾病概論	30時間	31時間	
◎プライマリケア疾病特論	30時間	—	
◎プライマリケア症候特論	30時間	—	
◎臨床薬理学特論 I	15時間	45時間	
◎臨床薬理学特論 II	15時間	—	
◎フィジカルアセスメント特論	15時間	15時間	
◎包括的健康アセスメント特論	30時間	30時間	
◎フィジカルアセスメント応用演習	15時間	4.5時間	
◎臨床推論	15時間	45時間	
◎統合医療安全・特定行為実践特論	15時間	45時間	
◎特定行為共通科目統合演習	15時間	15時間	
◎プライマリケア看護実践 I【呼吸器関連・血糖コントロール関連】 統合演習	30時間	28.75時間	
◎プライマリケア看護実践 II【ろう孔管理関連】 統合演習	30時間	18時間	

◎プライマリケア看護実践Ⅲ【創傷管理関連】 統合演習	30時間	40時間	
◎プライマリケア看護実践Ⅳ【栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連】	15時間	19時間	
◎プライマリケア看護実践Ⅴ【感染に係る薬剤投与関連】	30時間	32時間	
◎プライマリケア看護実践Ⅵ【精神及び神経症状に係る薬剤投与関連】	30時間	32.5時間	
◎統合演習	18時間	18時間	
◎NP活動同行実習	45時間	—	
◎臨地実習	630時間	630時間	
◎課題研究Ⅰ	120時間	—	
◎課題研究Ⅱ	30時間	—	
プライマリケア看護実践Ⅶ【高度実践創傷管理】	155時間	—	

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	医療・保健施設等の現場において、原則として5年以上実務経験のある社会人とする。
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	大学卒業と同等の能力
③その他	

〔特記事項〕

--

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	11	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	11	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)		%
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)		%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	11	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	100.0	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含まない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A: 就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	人			
	3 その他の就業(自営業等)	人	②B: 非就業者計		
	4 非就業	人			
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	人			
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	人			
④ 受講後の就業形態	1 正社員	人	④A: 就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	人			
	3 その他の就業(自営業等)	人	④B: 非就業者計		
	4 非就業者	人			
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)		
	2 1割以上3割未満増加した	人			
	3 1割未満増加した	人			
	4 変わらない	人			
	5 1割未満減少した	人			
	6 1割以上3割未満減少した	人			
	7 3割以上減少した	人			
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	⑥の回答数合計		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人			
	3 社内外の評価が高まる	人			
	4 早期に転職・再就職できる	人			
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	人			
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	人			
	7 趣味・教養に役立つ	人			
	8 その他の効果	人			
	9 特に効果はない	人			
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人			
	4 就職していない	人			
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足	人			
	3 どちらとも言えない	人			
	4 やや不満	人			
	5 大いに不満	人			

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合)	単位に係る学修評価は、筆記試験、レポート、実技、平素の成績によって行うものとする。(本研究科履修規程第4条)
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法																	
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	科目終了時に単位認定を行う。評価C以上(6割以上)で単位を認定する。 (本研究科履修規程第4条2項)																
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	単位に係る学修評価は、筆記試験、レポート、実技、平素の成績によって行うものとする。 (本研究科履修規程第4条)																
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	2年以上在学し、所定の科目について55単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。また、カリキュラムに包括される「特定行為に係る看護師の研修制度」について厚生労働大臣が省令で定める科目を指定時間履修することで特定行為研修修了となる。																
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	各科目の試験等による学習評価、特定行為に関するOSCE試験、課題研究の審査結果による。																
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																	
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	オンデマンド授業やEラーニングでは、LMS等で進捗状況を確認し、演習課題等のレポートはWeb上での添削と、対面授業でのフィードバックを行う。また、ビデオ通信やLMS、Eメールで教員と随時双方向でのやりとりができ、必要に応じた集団・個別指導を行う。																
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 <small>(例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)</small>	特定行為研修については規定の研修に加え、必要時には個別指導を行い、修了を支援する。NP資格については、学内で問題演習や試験対策の指導を行い、模擬試験なども行い、対策を支援する。 学生や医療機関へ特定行為研修制度や診療看護師資格の活用に関する情報提供を行い、職場での活躍ができるようサポートを行う。																
8. その他の事項																	
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 青葉学園 (代表者名: 理事長 田村 聡明)																
住所及び連絡先	東京都品川区東五反田4-1-17		TEL 03-5421-7685														
施設名称及び施設長名	東京医療保健大学大学院 (施設長: 学長 亀山 周二)																
住所及び連絡先	東京都品川区東五反田4-1-17		TEL 03-5421-7685														
苦情受付者	氏名 青木 一恵 所属 五反田事務部	事務担当者	氏名 青木 一恵 所属 五反田事務部														
連絡先	TEL 03-5421-7685		連絡先 TEL 03-5421-7685														
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 2,700,000 円																
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 500,000 円																
① 一括払																	
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 円																
③ 両方可能	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: right;">第1期 550,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第2期 500,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第3期 650,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第4期 500,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第5期 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第6期 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(うち、必須教材費 円)</td> </tr> </table>				第1期 550,000 円		第2期 500,000 円		第3期 650,000 円		第4期 500,000 円		第5期 円		第6期 円		(うち、必須教材費 円)
	第1期 550,000 円																
	第2期 500,000 円																
	第3期 650,000 円																
	第4期 500,000 円																
	第5期 円																
	第6期 円																
	(うち、必須教材費 円)																
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 円																
	① 任意の教材費(税込額) 円																
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 円																
	③ 施設維持費(税込額) 円																
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 89,000 円																
	3. 総額 (1+2) (税込額) 2,789,000 円																